

PART 745
CHEMICAL WEAPONS CONVENTION REQUIREMENTS
化学兵器禁止条約要求事項

Sec.		Page
745.1	別表1の化学物質の他の締結国へのすべての輸出の事前届出及び年次報告	1
745.2	化学兵器禁止条約に基づく最終用途証明書の報告要求事項	2
付則1	化学物質別表	
付則2	化学兵器の開発、製造、貯蔵及び使用の禁止並びにこれらの廃棄に関する条約締結国	
付則3	§ 745.2に従って最終用途証明書の発行責任をもつ外国の認可機関	

Part 745 (第745章) —化学兵器禁止条約要求事項

§ 745.1 別表1の化学物質の他の締結国へのすべての輸出の事前届出及び年次報告

本条約に基づいて、米国は、いかなる量であっても別表1の化学物質の他の締結国へのすべての輸出について、少なくとも30日前に、化学兵器禁止機構(OPCW)に届出することが義務付けられている。加えて、米国は、各年間(暦年)の別表1の化学物質の他の締結国へのすべての輸出について、報告書を提供することが義務付けられている。EARで規制され、かつ、商務省により輸出が許可された別表1の化学物質、又は国際武器取引規則(ITAR)で規制され、かつ、国務省により輸出が許可された別表1の化学物質を、いかなる量であっても、あなたが輸出しようとする場合、輸出を行う前に商務省に届出することが本節のもとに義務付けられている。あなたは、また、前年(暦年)の間に実際に発生した輸出について、年次報告を提出することが義務付けられている。米国は、別表1の化学物質の米国からの輸出について、OPCWに事前届出を伝達するとともに、集計された年次報告を伝達する。本節の届出及び年次報告要求事項を順守したとしても、EAR対象の別表1の化学物質の輸出に対する商務省からの輸出許可を取得すべき要求事項、又はITAR対象の別表1の化学物質の輸出に対する国務省からの輸出許可を取得すべき要求事項を、輸出者から免除するものでないことに注意しなさい。

(a) 輸出の事前届出

本章の付則1に掲載されている別表1の化学物質を、いかなる量であっても他の締結国に輸出する遅くとも45日前までにBISに届出なければならない(ただし、5ミリグラム以下のサキシトキシン(医療又は診断を目的とするものに限る)の輸出についての届出書は輸出日の遅くとも暦日で3日前までにBISに提出しなければならない(15 CFR 712.6(a)参照))。これは、いずれかの規制理由によりECCN 1C350又は1C351で規制されている化学物質についてEARに基づく輸出許可、或いはITARで規制される別表1の化学物質について国務省からの輸出許可を、取得すべき要求事項に追加されるものである。上記届出について、ECCN 1C350若しくは1C351でEARの規制対象となる別表1の化学物質についてはBISに、或いはITARで規制される別表1の化学物質については国務省に、輸出許可申請書を提出する前若しくは後にBISに送付できることに注意しなさい。上記届出は、輸出許可申請書とは別に提出しなければならない。

(1) 上記届出は、以下に掲げる情報に加えて、企業のレターヘッドで行うか、或いは会社名、完結した所在地、連絡者の名前と電話及びファックス番号により報告事業者を明示しなければならない:

- (i) 化学物質の一般名;
- (ii) 化学物質の構造式;
- (iii) 化学情報サービス(CAS)登録番号;
- (iv) 含有量(グラム);
- (v) 輸出予定日;
- (vi) 輸出の目的(最終用途);
- (vii) 受取人の名前;
- (viii) 受取人の完結した所在地住所;
- (ix) わかっている場合、輸出許可証番号又は管理番号;及び
- (x) 以前にBISから指定を受けている場合は、企業識別番号。

(2) 届出書は、(202) 482-1731にファックスで送るか、郵便若しくは宅配便により以下の宛先に送りなさい:

米国商務省産業安全保障局条約順守部門情報技術チーム

Room 4515, 14th Street and Pennsylvania Avenue, NW., Washington, DC 20230

Attn: "Advance Notification of Schedule 1 Chemical Export"[宛: 別表1化学物質の事前届出]

(3) 届出書を受取り次第、BISは、輸出者に届出手続きのもとに出荷できる最速日を知らせる。別表1の化学物質を輸出するために、輸出者は輸出許可を申請し、輸出許可証を受けていなければならない(EAR § 742.2 及び § 742.18、又はITAR 22 CFR Part 121 参照)。

(b) 輸出年次報告

(1) あなたは、いかなる量であっても、別表1の化学物質の前年(暦年)の1年間の他の締結国へのすべての輸出について報告しなければならない(1997年(暦年)に行われた輸出より始める)。1997年と1998年(暦年)の間の輸出報告書は、1999年8月16日が商務省への提出期日である。その後の輸出年

次報告書は、翌年(暦年)の2月13日が提出期日である。この報告書は、各輸出に関する以下に掲げる情報に加えて、企業のレターヘッドで行うか、或いは会社名、完結した所在地、連絡者の名前と電話及びファックス番号により報告事業者を明示しなければならない：

- (i) 化学物質の一般名；
 - (ii) 化学物質の構造式；
 - (iii) CAS 登録番号；
 - (iv) 含有量(グラム)；
 - (v) 輸出日；
 - (vi) 輸出許可証番号；
 - (vii) 輸出の目的(最終用途)；
 - (viii) 受取人の名前；
 - (ix) 受取人の完結した所在地(街路住所、都市、国を含む)；及び
 - (x) 以前にBISから指定を受けている場合は、企業識別番号。
- (2) 報告書は、年次報告で提出される情報が、彼又は彼女の最善の知識及び信念に基づいて、真実であり漏れなく記入されていることを保証する責任のある当事者による署名をしなければならない。
- (3) 報告書は、(202) 482-1731 にファックスで送るか、郵便若しくは宅配便により以下の宛先に送りなさい：

商務省産業安全保障局条約順守部門情報技術チーム
Room 4515, 14th Street and Pennsylvania Avenue, NW., Washington, DC 20230
Attn: "Annual Report of Schedule 1 Chemical Export"[宛：別表1化学物質の年次報告]

§ 745.2 化学兵器禁止条約に基づく最終用途証明書の報告要求事項

注：本節の最終用途証明書の要求事項を順守したとしても、輸出管理規則の対象となる別表3の化学物質の輸出に対する商務省からの輸出許可、又は国際武器取引規則の対象となる別表3の化学物質の輸出に対する国務省からの輸出許可を取得すべき要求事項を、輸出者から免除するものではない。

- (a) (1) EAR § 744.6(c) で定義されるいかなる米国人も、本章の付則1で特定される別表3の化学物質を米国から化学兵器禁止条約を締結していない国(本章の付則2に掲載されていない仕向地)に輸出できない(ただし、輸入しようとする仕向地の政府により発行された最終用途証明書をその米国人が荷受人より入手している場合を除く)。この証明書は、外交政務に責任を持つ外国の政府機関、又はこの目的において輸入国政府より指定された機関又は部局により発行されなければならない。本章の付則3には、本節に従って最終用途証明書を発行する責任をもつ外国の正当と認められる機関を収載している。最終用途証明書を発行する責任をもつ外国の正当と認められる追加機関は、本章の付則3に収載される。単一の荷受人に対して複数の出荷が行われる可能性がある場合に備えて、総量をカバーする最終用途証明書を発行することができる。複数の出荷をカバーする最終用途証明書は、総量が出荷されるまで使用することができる。最終用途証明書は、輸出許可申請書とは別に提出しなければならない。
- (2) 最終用途証明書のコピーは、輸出日から遅くとも7日後までに、(202) 482-1731 にファックスで送るか、郵便若しくは宅配便により以下の宛先に提出しなさい：
- 商務省産業安全保障局条約順守部門情報技術チーム
Room 4515, 14th Street and Pennsylvania Avenue, NW., Washington, DC 20230
Attn: CWC End-Use Certificate Report [宛：CWC 最終用途証明書報告]
- (b) 本節の(a)項で定める最終用途証明書には、以下の内容を記述しなければならない：
- (1) 当該化学物質は、化学兵器禁止条約で禁止されていない目的でのみ使用されること；
 - (2) 当該化学物質は、他の最終需要者又は最終用途に移転されないこと；
 - (3) 化学物質の種類及び量；
 - (4) これらの具体的な最終用途；並びに
 - (5) 最終需要者の名前及び漏れなく記入された所在地。

§ 745 付則 1 化学物質別表

別表 1

A. 毒性物質：	C. A. S. 登録番号
(1) 0-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート (0-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、0-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る)	
例えば、	
0-イソプロピル=メチルホスホノフルオリダート (別名サリン)	107-44-8
0-ピナコリル=メチルホスホノフルオリダート (別名ソマン)	96-64-0
(2) 0-アルキル=N・N-ジアルキルホスホルアミドシアニダート (0-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、0-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、N・N-ジアルキルホスホルアミドシアニダートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る)	
例えば、	
0-エチル=N・N-ジメチルホスホルアミドシアニダート (別名タブン)	77-81-6
(3) 0-アルキル=S-2-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート (0-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、0-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下であるものに限る) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	
例えば、	
0-エチル=S-2-ジイソプロピルアミノエチル=メチルホスホノチオラート (別名 VX)	50782-69-9
(4) 硫黄マスタード類：	
2-クロロエチルクロロメチルスルフィド	2625-76-5
ビス(2-クロロエチル)スルフィド (別名マスタードガス)	505-60-2
ビス(2-クロロエチルチオ)メタン	63869-13-6
1・2-ビス(2-クロロエチルチオ)エタン (別名セスキマスタード)	3563-36-8
1・3-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-プロパン	63905-10-2
1・4-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ブタン	142868-93-7
1・5-ビス(2-クロロエチルチオ)-n-ペンタン	142868-94-8
ビス(2-クロロエチルチオメチル)エーテル	63918-90-1
ビス(2-クロロエチルチオエチル)エーテル (別名O-マスタード)	63918-89-8
(5) ルイサイト：	
2-クロロビニルジクロロアルシン (別名ルイサイト1)	541-25-3
ビス(2-クロロビニル)クロロアルシン (別名ルイサイト2)	40334-69-8
トリス(2-クロロビニル)アルシン (別名ルイサイト3)	40334-70-1
(6) 窒素マスタード類：	
ビス(2-クロロエチル)エチルアミン (別名HN1)	538-07-8
ビス(2-クロロエチル)メチルアミン (別名HN2)	51-75-2
トリス(2-クロロエチル)アミン (別名HN3)	555-77-1
(7) サキシトキシン	35523-89-8
(8) リシン	9009-86-3

B. 原料となる化学製剤 :

- (9) アルキルホスホニルジフルオリド (アルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る)
 例えば、
 メチルホスホニルジフルオリド (別名 DF) 676-99-3
- (10) 0-アルキル=0-2-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホニット (0-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、0-アルキルのアルキル基の炭素数が 10 以下であり、かつ、0-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る) 並びにそのプロトン化塩類
 例えば、
 0-エチル=0-2-ジイソプロピルアミノエチル=メチルホスホニット (別名 QL) 57856-11-8
- (11) 0-イソプロピル=メチルホスホノクロリダート (別名クロロサリン) 1445-76-7
- (12) 0-ピナコリル=メチルホスホノクロリダート (別名クロロソマン) 7040-57-5

別表 2

A. 毒性物質 :

- (1) アミトン : 0・0'-ジエチル=S-[2-(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート 78-53-5
 及びそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類 107-44-8
 0-ピナコリル=メチルホスホノフルオリダート (別名ソマン) 96-64-0
- (2) 1・1・3・3・3-ペンタフルオロ-2-(トリフルオロメチル)-1-プロペン (別名 PFIB) 382-21-8
- (3) 3-キヌクリジニル=ベンジラート (別名 BZ) 6581-06-2

B. 原料となる化学製剤 :

- (4) 炭素数が 3 以下である 1 のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のないリン原子を含む化合物 (別表 1 に掲げる物質を除く)、
 例えば、
 メチルホスホニルジクロリド 676-97-1
 ジメチル=メチルホスホナート 756-79-
 ただし、次のものを除く :
 ホノホス : 0-エチル=S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート 944-22-9
- (5) N・N-ジアルキルホスホルアミジク=ジハリド (アルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る)
- (6) ジアルキル=N・N-ジアルキルホスホルアミダート (ジアルキル及び N・N-ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る)
- (7) 三塩化砒素 7784-34-1
- (8) 2・2-ジフェニル-2-ヒドロキシ酢酸 76-93-7
- (9) キヌクリジン-3-オール 1619-34-7
- (10) N・N-ジアルキルアミノエチル-2-クロリド (アルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る) 及びそのプロトン化塩類

(11) N・N-ジアルキルアミノエタン-2-オール（アルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る）及びそのプロトン化塩類 ただし、次のものを除く： N・N-ジメチルアミノエタノール 及びそのプロトン化塩類 N・N-ジエチルアミノエタノール 及びそのプロトン化塩類	108-01-0 100-37-8
(12) N・N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール（アルキル基の炭素数が 3 以下であるものに限る）及びそのプロトン化塩類	
(13) ビス（2-ヒドロキシエチル）スルフィド（別名チオジグリコール）	111-48-8
(14) 3・3-ジメチルブタン-2-オール（別名ピナコリルアルコール）	464-07-3

別表 3

A. 毒性物質：

(1) 二塩化カルボニル（別名ホスゲン）	75-44-5
(2) 塩化シアン	506-77-4
(3) シアン化水素	74-90-8
(4) トリクロロニトロメタン（別名クロロピクリン）	76-06-2

B. 原料となる化学製剤：

(5) 塩化ホスホリル	10025-87-3
(6) 三塩化リン	7719-12-2
(7) 五塩化リン	10026-13-8
(8) 亜リン酸トリメチル	121-45-9
(9) 亜リン酸トリエチル	122-52-1
(10) 亜リン酸ジメチル	868-85-9
(11) 亜リン酸ジエチル	762-04-9
(12) 一塩化硫黄	10025-67-9
(13) 二塩化硫黄	10545-99-0
(14) 塩化チオニル	7719-09-7
(15) エチルジエタノールアミン	139-87-7
(16) メチルジエタノールアミン	105-59-9
(17) トリエタノールアミン	102-71-6

§ 745 付則 2 化学兵器の開発、製造、貯蔵及び使用の禁止並びにこれらの廃棄に関する条約締結国

2016年6月1日現在の締結国リスト

* CWCの目的においてのみ、中国には香港及びマカオを含む。

**CWCの目的においてのみ、オランダ（王国）にはアルバ、キュラソー、及びセント・マーチン（オランダ自治領、セント・マーチン島の5分の2の地域）を含む。

アフガニスタン	コートジボワール（象牙海岸）	カザフスタン
アルバニア	クロアチア	ケニヤ
アルジェリア	キューバ	キリバス
アンドラ	キプロス	大韓民国（共和国）
アンゴラ	チェコ	クウェート
アンティグア・バーブーダ	デンマーク	キルギスタン
アルゼンチン	ジブチ	ラオス（人民民主共和国）
アルメニア	ドミニカ国	ラトビア
オーストラリア	ドミニカ共和国	レバノン
オーストリア	エクアドル	レソト
アゼルバイジャン	エルサルバドル	リベリア
バハマ	赤道ギニア	リビア
バーレーン	エリトリア	リヒテンシュタイン
バングラデシュ	エストニア	リトアニア
バルバドス	エチオピア	ルクセンブルク
ベラルーシ	フィジー	マケドニア
ベルギー	フィンランド	マダガスカル
ベリーズ	フランス	マラウイ
ベナン	ガボン	マレーシア
ブータン	ガンビア	モルディブ
ボリビア	グルジア	マリ
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ドイツ	マルタ
ボツワナ	ガーナ	マーシャル諸島
ブラジル	ギリシャ	モーリシャス
ブルネイ-ダルサラーム国	グレナダ	モーリタニア
ブルガリア	グアテマラ	メキシコ
ブルキナファソ	ギニア	ミクロネシア
ビルマ	ギニアビサウ	モルドバ（共和国）
ブルンジ	ガイアナ	モナコ
カンボジア	ハイチ	モンゴル
カメルーン	教皇庁	モンテネグロ
カナダ	ホンジュラス	モロッコ
カーボヴェルデ	ハンガリー	モザンビーク
中央アフリカ共和国	アイスランド	ナミビア
チャド	インド	ナウル
チリ	インドネシア	ネパール
中国 *	イラン	オランダ（王国） **
コロンビア	イラク	ニュージーランド
コモロ	アイルランド	ニカラグア
コンゴ共和国	イタリア	ニジェール
コンゴ民主共和国	ジャマイカ	ナイジェリア
クック諸島	日本	ニウエ
コスタリカ	ヨルダン	ノルウェー

オマーン	サウジアラビア	タイ
パキスタン	セネガル	ティモール・レステ
パラオ	セルビア	トーゴ
パナマ	セーシェル	トンガ
パプアニューギニア	シエラレオネ	トリニダード・トバゴ
パラグアイ	シンガポール	チュニジア
ペルー	スロバキア	トルコ
フィリピン	スロベニア	トルクメニスタン
ポーランド	ソロモン諸島	ツヴァル
ポルトガル	ソマリア	ウガンダ
カタール	南アフリカ	ウクライナ
ルーマニア	スペイン	アラブ首長国連邦
ロシア連邦	スリランカ	イギリス
ルワンダ	スーダン	米国
セントクリストファー・ネーヴィス	スリナム	ウルグアイ
セントルシア	スワジランド	ウズベキスタン
セントビンセントおよび グレナディーン諸島	スウェーデン	ヴァヌアツ
サモア	スイス	ベネズエラ
サンマリノ	シリア	ベトナム
サントメ・プリンシペ	タジキスタン	イエメン
	タンザニア	ザンビア
		ジンバブエ

イスラエル 通商産業省 化学環境技術管理局
30 Agron Street Jerusalem 94190, Israel

連絡先：副局長 Josef Dancona
Tel: 972-2-6220193
Fax: 972-2-6241987

台湾^[1] 經濟部 国際貿易局
1 Hukou St., Taipei
Tel: (02) 2351-0271
Fax: (02) 2351-3603

經濟部 加工輸出品管理局
600 Chiachang Rd., Nantze, Kaohsiung[高雄市]
Tel: (07) 361-1212
Fax: (07) 361-4348

行政院 国家科学委员会 科学工業園區管理局
2 Hsin-an Rd., Hsinchu[新竹市]
Tel: (03) 577-3311
Fax: (03) 577-6222

[1] 3つの部局のうち2部局（加工輸出品管理局及び科学工業園區管理局）は、経済特区にあり、これらの各地域での活動に対して責任を有している。